

【事案Ⅲ－２】自然災害共済金請求

・2024年4月25日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は2023年6月の風雨により納屋の明り取りガラス2枚が破損（ひび割れ）したとして被申立人に共済金請求したが、共済金は支払われなかった。過去2回同じ内容で共済金請求しているが、見積書どおりの支払がされており、同様の事故にも関わらず今回のみ支払われないことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「自然災害共済金として、被災した明り取りガラス2枚分の修繕費用272,800円を申立人に支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人からの通知に記載の「強風の影響により飛来物が窓ガラスに当たり、窓ガラスが損傷したとのご請求をいただいております」とあるが、申立人は「原因は不明だが、何らかの理由で窓ガラスにひびが入っている」と被申立人に報告しているのに、担当者が異なる理由請求書に記載している。
- (2) 被申立人からの通知に記載の「損傷した窓ガラスはのこぎり屋根の谷に近い箇所に位置している」とあるが、のこぎり屋根の北側の明り取りガラスには谷も何もない位置である。また、「強風の影響で窓ガラスが損傷することも考え難いため、今回の窓ガラスの損傷は風災に起因する損傷でないものと判断いたしました」とあり、外部鑑定人によると、外気温と内気温の差によつてのひび割れだと推測される趣旨を口頭で言われた。しかし、修繕を依頼した修理業者からは「温度差で割れるのであれば、全部のガラスが割れるはずだ」と言われた。
- (3) 過去2回も今回と同じ内容で共済金請求をして見積書どおりの共済金が支払われた旨を訴えるも過去の対応は「特別処置」との回答を受けた。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 約款・事業規約には火災共済金、風水災等共済金を支払う場合を規定しているが、本件については、申立人が当初説明していた「強風により飛来物が当たり窓ガラスに亀裂が入る被害が発生した」ということ自体が虚偽主張であることが判明し、風災とは認め難いことから、被申立人が通知した「共済金支払非該当」との判断は正しいも

のである。

(2) 申立人は、本件共済契約について、2013 年以來、毎年のように 11 回もの共済金請求をしており、その額は総額 450 万円近くにもなっており、極めて異例な支払履歴となっている。また、上記 11 回のうち 8 回は同じ建物の「明かり取り窓の窓ガラス」に被害があったとの主張であった。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件損傷が放射状（蜘蛛の巣状）のひび割れではなく、1 本の滑らかな曲線状のひび割れであること、そのひび割れの起点に打痕が存在しないこと、損傷当日の瞬間最大風速による風圧は本件損傷ガラスの許容荷重を大幅に下回るものであることに照らせば、本件損傷の原因は、ガラス自体の膨張力の作用（温度による膨張力の作用）による可能性が大きく、ガラス外からの力の作用（物体の衝突による衝撃力や吹きつける風の風圧の作用など）とは認められず、本件損傷が 2023 年 6 月の風災によって生じたものとはいえない。

以上のことから、当審議会は、申立人の請求は認められないと判断したものである。